

中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務における民間競争入札実施要項(案)に対する意見募集結果

番号	頁	対象箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
1	(1)	3~4頁 1. 1(3) 総括管理者の業務 ②6) 入居省庁職員等からのクレーム処理	「入居省庁職員等からのクレーム処理」の発生件数をご教示下さい。	クレームの発生件数と主な内容は、入札説明会の時までに集計して、お知らせします。	
	(2)		統括管理者の業務の中に「入居庁舎職員等からのクレーム処理」がありますが、その件数が不明です。過去の件数の開示をお願い致します。		
	(3)		統括管理者の業務の中に、「入居省庁職員等からのクレーム処理」がありますが、その業務にどれ位の負荷がかかるのか不明です。過去の不具合内容及び年度毎または月毎の件数の開示をお願い致します。		
	(4)		「入居省庁職員等からのクレーム処理」の項目について、業務量を想定するために、過去において、どの程度、事案が発生するのか、年度毎、月毎等で履歴の開示をお願い致します。		
2	(5)	8頁 1. 2.3 創意工夫の発揮可能性	民間事業者の創意工夫による削減を求められておりますが、既に、現状において、民間業者の工夫により委託費は、経費を削減した状態であると考えます。品質の向上、経費の削減を行うには、直近の価格からの算出ではなく、適正価格からの算出が望ましいのではないのでしょうか。	予定価格については、予算決算及び会計令第80条の規定に基づき、算定いたします。	
	(6)		本実施要項には、「民間事業者の創意工夫を反映し、経費の削減等に努めるものとする」と記載されており、その内容は加算項目となっております。しかし現状の委託費(別添1 従来の実施に要した経費内訳)は、すでに民間事業者の創意工夫により経費等を削減した結果と考えます。品質を維持・向上しつつ経費等を削減することにつなげるためには、直近の委託費を基準にするのではなく、適正と思われる金額(事業予算、過去の入札予定価格等)を基準に評価していただくべきと考えます。		
3	(7)	9頁 1. 2.6 費用負担等に関するその他の留意事項	時間外勤務に対する請求及び支払いについてご教示下さい。	警備保安業務以外については、本実施要項に示す業務時間、配置ポストにより、業務を履行していただくこととなりますので、時間外勤務はありません。 実施要項案215頁の警備保安業務の時間外勤務に係る経費については請求できます。なお、請求方法等について、別途契約書に盛り込むこととしております。	
	(8)		本実施要項には、消耗品等や光熱水費などに関する記載はありますが、民間事業者が厚生労働省殿の求めに応じて行った時間外勤務に対する請求及び支払いに関する記載がありません。時間外勤務に対する費用負担も記載すべきではないのでしょうか。		
	(9)		本実施要項には、消耗品等や光熱水費などに関する記載はありますが、民間事業者が貴庁舎の求めに応じて行った時間外勤務に対する請求及び支払いに関する記載がありません。時間外勤務に対する費用負担についても記載すべきと考えます。		
	(10)		省側の要求により、時間外業務が発生した場合についての負担はどのようになるのでしょうか。時間外業務によって発生した費用についても、規定すべきと考えます。		
	(11)		時間外に発生した業務や臨時警備については、別途費用の請求が可能ですか。		
	(12)		「管理室は、請負者に時間外勤務をさせる場合は、統括責任者と事前に協議を行うことが出来るものとする。」及び緊急時の措置、非常災害時の対応において「適切な措置を講じる。」とありますが、請負時間外に発生した業務については、別途費用の請求が可能ですか。		
(13)	「管理室は、請負者に時間外勤務をさせる場合は、統括責任者と事前に協議を行うことが出来るものとする。」及び緊急時の措置、非常災害時の対応において「適切な措置を講じる。」とありますが、請負時間外に発生した残業や臨時警備については、別途費用の請求が可能であるとの理解で宜しいのでしょうか。				

番号	頁	対象箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
4	(14) 10頁	3. 入札参加資格に関する事項	<p>入札資格に特定の思想信条団体への関与するものを排除するよう盛り込むこと。</p> <p>&lt;理由&gt; 特定の思想信条団体に深く関与するものがその業務に関わる場合、機密漏洩等のリスクが高まり、他の方策を講じてもその効果が期待できない。 また、事案が発生してもその検知が容易でなくなる恐れがあるほか、緊急な対策を講じることも困難となる。</p>	「特定の思想信条を有すること」を入札参加資格の排除要件とすることはできません。	
5	(15) 10頁 (16)	3.入札参加資格に関する事項(6)	<p>(6)の要件に付加して、応募の段階での会社登記簿及び役員の住民票等の提出を求めるべきではないでしょうか。</p> <p>-----</p> <p>(6)の要件を満たす裏付として、応募の段階で会社登記簿と役員の住民票の提出を求めるべきです。</p>	入札参加者の負担軽減の観点から、落札者決定後に、落札者の意見聴取対象者分の提出を求めることとします。	
6	(17) 10頁 (18) (19) (20) (21) (22)	3. 入札参加資格に関する事項(7) 入札参加グループでの入札について	<p>組合の構成企業が二重参加できない内容を記載するものと考えます。</p> <p>-----</p> <p>事業協同組合に対する入札参加条件が記載されていないので、2重参加等の不正競争を防止するため、構成企業の名簿の提出を求められてはいかがでしょうか。</p> <p>-----</p> <p>それぞれの業務においてISOの認証取得についての入札参加条件が記載されております。事業協同組合での参加の場合は、入札条件の適合を明確にするため、応募の段階で組合の構成企業の担当業務を明らかにするべきではないでしょうか。</p> <p>-----</p> <p>各企業の参加における制限で各企業に対して、複数のグループ又は単独での参加を禁止していますが、事業協同組合については、記されていません。組合の構成企業の制限についても、同様に記載すべきではないでしょうか。又、組合の構成企業で、今回は組合参加せず、他のグループ企業又は単独で参加する場合は事前に組合のどの会社か何の業務を行うか明確にし、それ以外の構成会社は参加しないことを明確にすれば組合参加を行わない構成企業への不要な縛りは回避出来ると考えます。</p> <p>&lt;理由&gt; 他省でも組合の縛りは追加しております。(国土交通省入札公告確認)</p> <p>-----</p> <p>本実施要項には、事業協同組合に対する入札参加条件が記載されていません。組合の構成企業が単独もしくは他の共同体のグループ企業として参加することも考えられ、正当な競争が阻害されかねません。組合の構成企業の担当業務を明確にさせるとともに、構成企業が単独もしくは他の共同体のグループ企業として参加することを禁ずる条項を設けるべきと考えます。</p> <p>-----</p> <p>事業協同組合の入札参加条件を記載するべきだと考えます。現状の記載では、組合の構成企業が単独として、グループ企業としての立場で参加が可能となるように考えられます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、事業協同組合の構成企業が、複数の入札参加グループに参加することや、複数の事業協同組合の構成企業となることができないように、規定を設けます。また、事業協同組合の構成企業を確認するための規定を設けます。</p>	<p>実施要項(案)10頁 3. 入札参加資格に関する事項(7)の次に次の事項を追加します。</p> <p>「(8)事業協同組合での入札について 入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできない。」</p> <p>実施要項(案)12頁 4. 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項(2)①の次に次の事項を追加します。</p> <p>「②協定書 入札参加グループで入札する場合には、本実施要項(7)①の入札参加グループ結成に関する協定書を、平成〇年〇月〇日〇時〇分までに提出しなければならない。」</p> <p>実施要項(案)12頁 4. 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項(2)③②2)「〇実施体制」を次のように修正します。</p> <p>「〇実施体制(事業協同組合での入札の場合には、その構成企業名を必ず明記すること。)」</p>
	(23) 12頁 (24)	4. 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項(2)②1) 入札参加グループの概要(様式1)	<p>企画書の様式1では、「入札参加グループの一覧」と「入札参加グループ各企業の代表責任者及び本業務の担当者」を記載することを求めています。共同体の協定書の提出についての記載がありませんので追記すべきと考えます。</p> <p>-----</p> <p>企画書の様式1では、「入札参加グループの一覧」と「入札参加グループ各企業の代表責任者及び本業務の担当者」を記載することを求めています。しかし共同体の協定書の提出についての記載がありません。追記すべきと考えます。</p>		
7	(25) 10頁	3. 入札参加資格に関する事項(7)①	<p>「代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない」とありますが、特定業務の保守管理については当該機器メーカーの重複参加を認めるべきと考えます。</p> <p>&lt;理由&gt; 特定業務に関しては、その設備のメーカーを起用することが最も効率的であることは明らかであり、本要項は公共サービス改革基本方針の本旨である透明かつ公正な競争に合致しない要件となると考えます。</p>	入札参加グループを構成する場合は、透明かつ公正な競争の観点から、適用すべきと考えています。ただし、特定業務の機器メーカーを再委託先として選定し、その特定業務を委託することを妨げるものではありません。	

番号	頁	対象箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
8	(26)	10～11頁 3. 入札参加資格に関する事項(8)①4)5)	ISO9001:2008及びISO14001:2004の認証取得について記載がありますが、認証範囲の記載がありません。①は電気・機械設備等の運転・監視お呼び点検保守管理業務についての部分ですので、それぞれ「設備管理」において認証取得していることと定める必要があるのではないのでしょうか？	ご意見を踏まえ、実施要項(案)の一部を修正します。	実施要項(案)11頁 3. 入札参加資格に関する事項(98)①4)5)を次のように修正します。 「4)設備管理業務に関するISO9001～」 「5)設備管理業務に関するISO14001～」
9	(27)	10～11頁 3. 入札参加資格に関する事項(8)①1)4)	1)に「元請として、平成21年度又は平成22年度において、～途中略～継続して適正に実施した契約実績を有すること」とあり、4)に「ISO9001:2008の認証を取得していること」とありますが、同条件は削除すべきと考えます。  <理由> 委託される業務の効率的な遂行のためには同条件は必要不可欠ではないと考えており、またすでに斯様な条件を満たすものを有する企業は限定され、特に現業者に有利に働くことは、実施要項(案)にある「より良質かつ低廉なサービスを実現すること」に結びつかなくなると考えます。	中央合同庁舎第5号館は、厚生労働省、環境省、内閣府(防災担当)が入居する合同庁舎であるとともに、霞が関B地区のエネルギーセンターとして、5号館、人事院、経済産業省、農林水産省へ蒸気を供給する役割を果たしており、庁舎の維持管理面において、一般事務所ビルはもとより、一般的な庁舎とも異なる特徴を有している。 厚生労働省、内閣府はそれぞれ各種健康被害の対策本部や災害発生時の対策を担うことから、緊急時にも業務を継続する必要がある場合がある。また、一般事務所ビルにはあまり馴染みのない陳情・抗議行動があり、その数も、一般的な庁舎に比べて多く、その対応も日常化している。 このようなことから、本実施要項の業務の履行には、一般事務所ビルや一般的な庁舎の施設管理業務よりも、高度な能力が必要となる。各条件については、業務履行能力の有無を判断する上で重要なものであるため、一部を除き削除することはできません。 なお、植栽管理業務においては、一般的な庁舎と異なる特徴は無いため、ご意見を踏まえ、実施要項(案)の一部を右記の通り修正します。	実施要項(案)11頁 3. 入札参加資格に関する事項((98))④  1)、2)、3)を削除し、次のように修正します。  「一級造園施工管理技士を監理技術者として配置できること。」  実施要項(案)268頁 別紙6 競争参加資格確認関係書類 2. ④  1)、2)を削除。
	(28)	3. 入札参加資格に関する事項(8)②1)2)4)	1)に「元請として、平成21年度又は平成22年度において、～途中略～継続して良好に実施した実績を有すること」とあり、2)に「平成21年度又は平成22年度において、官公庁での警備業務を、警備員が常駐して12ヶ月以上継続して良好に実施した契約実績を有すること」とあり、4)に「警備業務を登録範囲とするISO9001の認定を現に受けていること」とありますが、同条件は削除すべきと考えます。  <理由> 委託される業務の効率的な遂行のためには同条件は必要不可欠ではないと考えており、またすでに斯様な条件を満たすものを有する企業は限定され、特に現業者に有利に働くことは、実施要項(案)にある「より良質かつ低廉なサービスを実現すること」に結びつかなくなると考えます。		
	(29)	11頁 3. 入札参加資格に関する事項(8)③1)4)	1)に「元請として、平成21年度又は平成22年度において、1つの建物でも10万㎡以上かつ6万7千㎡以上の一般事務所ビルの総合清掃業務を作業員等が常駐して12ヶ月以上継続して適正に業務を行なっている実績を有すること」とあり、4)に「ISO9001を清掃として取得していること」とありますが、同条件は削除すべきと考えます。  <理由> 委託される業務の効率的な遂行のためには同条件は必要不可欠ではないと考えており、またすでに斯様な条件を満たすものを有する企業は限定され、特に現業者に有利に働くことは、実施要項(案)にある「より良質かつ低廉なサービスを実現すること」に結びつかなくなると考えます。		
	(30)	3. 入札参加資格に関する事項(8)④1)2)	1)に「一級造園施工管理技士の資格を有している者を、最低3ヶ月以上前から自社員として雇用していること」とあり、2)に「建設業(造園)の経営事項審査を受けていること」とありますが、同条件は削除すべきと考えます。  <理由> 委託される業務の効率的な遂行のためには同条件は必要不可欠ではないと考えており、またすでに斯様な条件を満たすものを有する企業は限定され、特に現業者に有利に働くことは、実施要項(案)にある「より良質かつ低廉なサービスを実現すること」に結びつかなくなると考えます。		

番号	頁	対象箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
10	(31) 12頁	4. 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項(2)②	<p>入札に係る提出書類の様式2において「業務スケジュール(3年間の大まかなスケジュールと平成23年度の詳細なスケジュール)」等の記載を求めています。同項は削除すべきと考えます。</p> <p>&lt;理由&gt;            詳細な業務スケジュール等については、短時間での質疑や公表された文書だけを根拠に判断・提案されるべきものではなく、現業者からの引継事項を斟酌したうえで作成提案されるべきで、同条件の附帯は現業者を著しく利することになると考えられ、低廉な公共サービスを実現することに結びつかなくなると考えます。</p>	本条項は、本実施要項や民間事業者から提案された業務内容が、確実に履行されるかどうかの判断に必要なため、削除することはできません。	
11	(32) 12頁 272～274頁	4. 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項(2)② 別紙7 様式4～6	<p>入札に係る書類の様式4、様式5及び様式6において、配置予定者の氏名、実務経験年数、社会保険の加入等についての記載が求められておりますが、同様式の提出は不要とすべきと考えます。</p> <p>&lt;理由&gt;            委託される業務の効率的な遂行のためには同条件は必要不可欠ではないと考えており、またすでに斯様な条件を満たすものを有する企業は限定され、特に現業者に有利に働くことは、実施要項(案)にある「より良質かつ低廉なサービスを実現する」ことに結びつかなくなると考えます。</p>	本条項は、各業務毎の実施体制が確保されているかの確認において重要内容と考えているため、記載を省略することはできません。	
	(33)		緊急時対応への点数配分が低いように感じます。		
	(34)		「4) 緊急時対応」への点数配分が20点となっています。一方「運転・監視及び点検保守業務の仕様書」(P32)では、緊急事態発生時における業務継続の確保を要求しています。緊急時の事業継続性は重要と考えておりますので、緊急時対応への点数配分を増加すべきと考えます。		実施要項(案)14頁 5. 対象公共サービスを実施する者～決定に関する事項(1)
	(35)		「(4) 緊急時対応」への点数配分が20点となっています。一方「運転・監視及び点検保守業務の仕様書」(P-32)では、緊急事態発生時における業務継続の確保を要求しています。入札参加グループの上記への取り組みを評価するうえでも、緊急時対応への点数配分を増加すべきと考えます。		「②加点項目審査」を次のように修正します。
12	(36)	5. 対象公共サービスを実施する者～決定に関する事項(1)② 加点項目審査	緊急連絡体制とは、明確に確立されていることが前提と考えるため、特色あるバックアップ体制など、提案事項に対する評価について、基準を設けるべきだと考えます。	ご意見を踏まえ、実施要項(案)の一部を右記の通り修正します。	「②加点項目審査(300240点) 1) (12080点) 2) (9060点) 3) (4080点) 4) 植栽管理業務(20点) ア) 環境に配慮した取り組みが提案されているか イ) 健全な植栽地を維持するための提案がなされているか 5) 4) 緊急時対応(3020点) ア) 緊急時の連絡体制が明確に確立されているか イ) 具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか
	(37)		本実施要項(案9)のP4-6に業務内容の記載がありますが、加点項目審査の項目では、上記業務内容のうち「植栽管理業務」に関する加点項目の記載がありません(評価表も同様)。植栽管理業務に関する提案内容も評価すべきと考えます。	※緊急対応への点数配分を高くしました。また、植栽管理業務に関する加点項目の記載を追加しました。併せて、全体の点数配分の見直しを行いました。	
	(38)		植栽が加点項目にありませんが、総合評価に加えるべきではないでしょうか		
	(39)		本実施要項(案)のP-4～6に業務内容の記載があります。しかし加点項目審査の項目では、上記業務内容のうち「植栽管理業務」に関する加点項目の記載がありません。(評価表も同様)植栽管理業務に関する提案内容も評価すべきと考えます。		実施要項(案)275頁 別紙8 評価表 別添の通り修正します。
13	(40) 19頁	9. 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置等(10)②	<p>「民間事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行なう場合には、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項について記載しなければならない」とありますが、同項は削除すべきと考えます。</p> <p>&lt;理由&gt;            企業が競争的な価格を算出するためには、業務ごとに再委託先を比較検討する必要があるにも拘らず、予め企画書に記載を求めることは、その余地を著しく狭めてしまうことになり、低廉な公共サービスを実現することに結びつかなくなると考えます。</p>	本条項は、各業務毎の実施体制が確保されているかの確認において重要であるため、削除することはできません。	

番号	頁	対象箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
14	(41) 27～ 211頁	別紙1 電気・機械設 備等の運転・ 監視及び点 検保守管理 業務仕様書	平成13年度に導入されている太陽光発電設備に関する管理仕様を記載するべきと考えます。	ご意見を踏まえ、実施要項(案)の一部を修正します。	実施要項(案)82頁 (別添2)定期点検・保守等基準  「I 電気設備」を次のように修正します。  「2 受変電設備、自家発電設備(直流電源設備含む)、太陽光発電設備 共通仕様書第2編3章第3節「受変電設備」から第6節「交流無停電電源設備」第7節「太陽光発電」までの項とする。  ② 定期点検は年2回行うこと。(受変電設備、太陽光発電設備は年1回)」
15	(42) ----- (43) 213頁 ----- (44)	別紙2 警備保安業 務仕様書	他の庁舎より比較的陳情者が多いため、統括責任者は不当要求防止責任者講習の資格を持つものとするのはいかがでしょうか。  警備業務の仕様書について、警備員の資格、配置条件の内容に賛同致します。 国の中枢機関である霞ヶ関地区において、その中で最も陳情が多いといわれる中央合同庁舎5号館で求められる警備会社の資格として必要不可欠です。付け加えるなら、統括責任者(警備隊長)は不当要求防止責任者講習の資格を持つ者としては如何でしょうか。  抗議目的の来庁者が多く見受けられるので、不当要求防止責任者講習を終了した者を配置すべきと考えます。	不当要求防止責任者の配置は庁舎警備上、必ずしも必要な資格ではないこと、また、入札参加機会拡大の観点から、必須の条件とはいたしません。	
16	(45) 231頁	別紙4 清掃等業務 仕様書 3.一般事項	本施設の現場責任者及び副責任者は、責任や権限を与えられた社員で非常に重要な役割があると考えられます。従って、現場に配置する責任者が社員であることを証明する書類として、雇用保険・健康保険等の写しの提出を求めるべきと考えます。	業務履行に必要な条件を定める事項であるため、原案どおりといたします。	
17	(46) 233頁	別紙4 清掃 業務仕様書 別添1 (清掃業務)	清掃業務において香料を含む製品を用いないことを仕様書に明記すること。  <理由> 1. トイレ用品をはじめ、さまざまな製品に香料と称する物質が添加されているが、その成分は不明であり、香料によって、苦痛を感じる人がいる。 2. 特にパラジクロロベンゼンを成分とする製品は、異臭原因となるため、厳禁する。	清掃業務に用いる製品の使用について、香料を含む製品を用いないことの法的根拠が見あたらないことから、原案どおりといたします。	
18	(47) 233頁	別紙4 清掃 業務仕様書 別添1 (清掃業務)	トイレの芳香剤は使用しないことを、仕様書に明記する。  <理由> トイレの日常的な清掃強化で、対応可能である。	清掃業務に用いる製品の使用について、芳香剤を用いないことの法的根拠が見あたらないことから、原案どおりといたします。	

番号	頁	対象箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項(案)の修正	
19	(48)	245頁	別紙4 清掃業務仕様書 別添3 (ねずみ・昆虫等防除)	ビル管理法時代の防除のように、定期的に殺虫剤散布をしないで、生息調査を実施するのは、当然である。 2003年に建築物衛生法関連省令が改正され、2008年1月に建築物衛生法維持管理要領が改められた。総合的有害生物管理の考えを取り入れ、生息調査や目標などを取り入れる内容が示されている。この要領をもとに、2008年に「建築物における維持管理マニュアル」が作成された。 人や環境への影響を極力少なくする防除体系が求められているとして、調査方法とそれに基づく効果判定法等などIPMIによる防除体系が示されている。 従って当該庁舎におけるねずみ・害虫駆除もこのマニュアルに沿って実施されるべきである。 マニュアルでは、 「IPMIに組み入れるべき要素 (1)生息実態調査 的確に発生の実態を把握するため、生息密度調査法に基づき生息実態調査を実施する。 (2)標準的な目標水準 標準的な目標水準を設定し、対策の目標とする。 (3)人や環境への配慮 防除にあたっては、人や環境に対する影響を可能な限り少なくするよう配慮する。特に、薬剤を用いる場合にあっては、薬剤の種類、薬量、処理法、処理区域について十分な検討を行い、日時、作業方法等を建築物の利用者に周知徹底させること。 (4)有効かつ適切な防除法の組み合わせ まず、環境整備を含めた発生源対策、侵入防止対策等を行う。発生源対策のうち、環境整備等については、発生を防止するという観点から、建築物維持管理権原者の責任のもとで実施する。 また、当該区域の状況に応じて、薬剤やトラップの利用、侵入場所の閉鎖などの防虫・防鼠工事を組み合わせて実施する。 (5)評価 対策の評価をIPM導入の効率について、標準的な目標水準に照らして行い、有害生物の密度と防除効果等の観点から実施する。」 という内容がそれぞれの項で具体的に記されている。	当庁舎は維持管理マニュアルに従い、当該業務を行っておりますが、仕様書上も明記します。	実施要項(案)245頁 別添3(ねずみ・昆虫等防除)  「1 目的」を次のように修正します。  「1 目的 中央合同庁舎第5号館について、ビル管理法、同施行令、同施行規則及び厚生労働省健康局長通知(平成20年1月25日健発第0125001号別添:建築物維持管理要領に基づき、「ねずみ、昆虫等の防除」等を行い、衛生的な職場環境の維持に資することを目的とする。」
20	(49)	245～246頁	別紙4 清掃業務仕様書 別添3 (ねずみ・昆虫等防除)	「建築物における維持管理マニュアル」には、『薬剤を使用する場合は、事前に当該区域の管理者や利用者の了解を得て実施し、処理前後少なくとも3日間はその旨の掲示を行う。また、日常的に乳幼児がいる区域については、薬剤による処理を避ける。』とある。しかし、仕様書には事前、事後の周知のことは一言も書かれていない。また、その場所にいる利用者などの了解をどう得るのか、明らかにされていない。 仕様書に周知業務も追加されたい。	職員等への周知業務は、管理者側で行います。	
21	(50)	245～246頁	別紙4 清掃業務仕様書 別添3 (ねずみ・昆虫等防除)	まず、目標水準を設定し、対策を策定しなければならない。生息調査で何匹のゴキブリが見つかったかによって対策は変わってくる。仕様書では害虫ごとの目標水準らが明らかになっていないので、明記されたい。  <理由> 1、「建築物における維持管理マニュアル」にあるように、目標水準を設定し、対策の目標としなければならない。 2、有機リン剤を室内に散布するのは、その毒性から控えるべきである。 3、薬剤にたよるのでなく、侵入防止対策や繁殖防止対策、たとえば、日常的な清掃の強化や繁殖しやすい素材を使わない、温度や湿度の適切な管理に重点がおかれるべきである。 4、国は、グリーン購入法にある特定調達品目・役務「害虫防除」を率先して、実施すべきである。	維持管理マニュアルに従い、定期的に生息調査を行った結果によって、目標水準や対応策を検討します。	
22	(51)	247頁	別紙5 植栽管理業務仕様書	当該業務について、p-250で、除草剤抑制を明記しているのは良いことである。 殺虫剤、殺菌剤などの農薬使用についても、農水省・環境省二局長連名通知「住宅地等における農薬使用について」を遵守するだけでなく、環境省が本年5月に策定した「公園・街路樹病害虫・雑草管理マニュアル」に従って、樹木の選択の段階から、農薬使用を減らすよう対策をとることを、仕様書に明記されたい。  <理由> 国は、グリーン購入法にある特定調達品目・役務「植栽管理」を率先して、実施すべきである。	当業務については、既存する植栽を管理するものであり、新たに樹木の植栽はいたしません。	